

許しません！

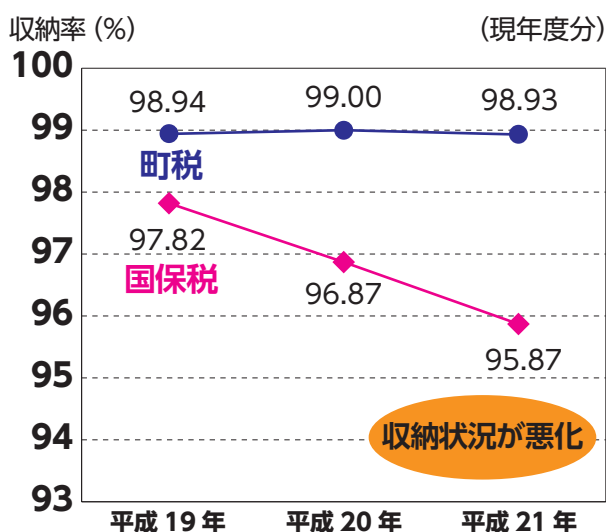
税金滞納

納税は国民の義務です

税金は、町に住む皆さんが豊かで健康な暮らしができるよう、福祉・教育・道路・消防など様々な事業を進めていくための大切な財源となっています。

町は、税収確保のため、滞納者に対し、文書や電話による催告などの取り組みを行っています。しかし、残念なことに税金を納めていない人がいることも事実です。

町税等収納率の推移

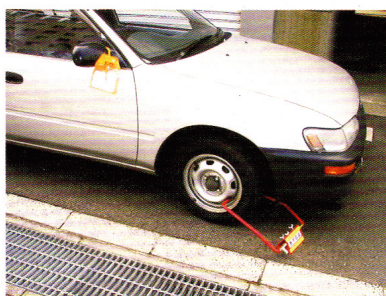


※「町税」は、町民税・固定資産税・軽自動車税・たばこ税の合計です。
滞納分を含めると、収納率はまだ低くなります。

滞納処分により、執行される差押えは…



不動産の差押え・公売
自宅の捜索・動産公売



自動車の差押え・公売



預貯金・給与の差押え
生命保険・補助金等の差押え

税金を納めない！

税金を完納している多くの人の公平性を保つためにも、滞納者に対してはこれまで以上に厳正な対処をしなければなりません。納期限を過ぎても税金を納めないと「滞納」となりますので、滞納処分（財産の差押え・公売など）を行うこととなります。

ご相談下さい

住民税務課（本庁）・住民生活課（支所）では、随時納税相談を行っています。特別な事情で納期限までに納付することが困難な場合には、必ず相談して下さい。

【納付には便利な口座振替を】

仕事などで納付する時間がとれない場合は「口座振替」が便利です。

●口座振替取扱金融機関

- ・鹿兒島きもつき農業協同組合
- ・鹿兒島銀行
- ・(株)ゆうちょ銀行
- ・鹿兒島相互信用金庫
- ・鹿兒島興業信用組合

●口座振替の手続き

各金融機関に備えてある「口座振替依頼書」に入・押印の上、希望される金融機関へ提出して下さい。

【お問い合わせ先】

住民税務課 TEL 0994-22-3037
 住民生活課 TEL 0994-25-2511